

浜岡原子力発電所 5号機 保全計画(第5 保全サイクル)の策定に伴う 保安規程変更の届出について

2012 年 2 月 22 日

当社は、5号機(停止中:2011年5月14日～)の第5 保全サイクル(第5 回定期検査の開始日から第6 回定期検査開始日の前日までの期間)の具体的な機器の点検内容や頻度等を取りまとめた保全計画^{※1}を策定しました。

本日、電気事業法第42条第2項に基づき、経済産業大臣へその内容を追加した保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]^{※2}の届出をおこないましたのでお知らせいたします。

※1 保全計画とは、保全サイクル期間中において、定期検査時におこなう機器の点検内容や頻度および定期検査終了後の運転中の機器の診断などについて定めたものです。

当該保全サイクルの定期検査開始前に事業者が作成し、保安規程に追加して経済産業大臣へ届出をおこないます。

※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届け出ているものです。

以 上